

第31期川崎市青少年問題協議会
第4回起草専門委員会 会議録

○日 時 令和3年11月22日(月) 14時00分～15時30分

○場 所 川崎市役所第4庁舎4階第4会議室

○出席者

(1) 委員 4名

柴田委員、米田委員、前川委員、芳川委員(オブザーバー)

(2) 傍聴者

なし

(3) 事務局

武田室長、岡本担当課長、戸田担当係長、内藤職員

○配付資料

資料1 第31期 川崎市青少年問題協議会 協議過程

資料2 第31期 川崎市青少年問題協議会 これまでの議論の経過

資料3 第31期 川崎市青少年問題協議会 意見具申に関する論点の整理(構成案)

参考資料1 第31期川崎市青少年問題協議会 視察(ヒアリング)先について

参考資料2 第7回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査報告書〔概要版〕

1 開会

- ・配布資料確認
- ・会議公開についての説明
- ・会議成立についての説明

2 議事

(1) 今後の視察（ヒアリング）について

柴田委員長：本日は、視察先を日程も含めて決定することと、あと報告書の意見具申書の構成を固めること、協議題の副題を決めることを目標にしたいと思いますので、よろしく願いいたします。それでは、最初の議題「今後の視察（ヒアリング）について」ですが、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

（事務局から資料説明後、今後の視察（ヒアリング）について日程調整）

事務局：ありがとうございました。整理しますと、ふれあい館の視察を12月16日（木）を第1希望、第2希望を12月9日（木）として調整させていただき、1月については、1月16日（日）を第一希望として、川崎市子ども会議の視察と、サポーターへのヒアリングを行えればと思っています。

幸ソーシャルデザインセンターの視察と、館委員にお願いしている「子どもの権利の日事業」実施団体へのヒアリングは未定で、引き続き調整します。では、そちらが確認できれば、この議題はよろしいのかなと思います。

柴田委員長：ありがとうございます。では、今後またメール等でやり取りさせていただきながら、日程等を確定するになりますので、よろしく願いいたします。

(2) 意見具申書の構成（目次）について

柴田委員長：では、議事の2番目に移りたいと思います。「意見具申書の構成（目次）について」です。それでは、事務局から資料の御説明をお願いいたします。

（事務局から資料及び参考資料について説明）

柴田委員長：御説明いただきまして、ありがとうございました。では、今御説明いただきました資料についての御質問や御意見などありましたらお願いいたします。

前川委員：「はじめに」の扱いに関する確認です。今までの意見具申書は最初のページをめくると会長の挨拶文がありました。それとは別に、「はじめに」として今回新しく用意されるというニュアンスですか。

事務局：そういうイメージかなと思っています。「はじめに」というタイトルがいいのか、括弧内に示している「心のふるさと川崎を目指して」の方がいいのか、といった議論はあると思いますが。

前川委員：分かりました。ありがとうございます。

米田委員：第1章で、青少年問題協議会の設立についてと過去の提言内容を並べて載せることに賛成です。こども文化センターの予算や人員増、スタッフの資質向上といった提言を盛り込むに当たって、現在議論していることは、過去の提言で言及されたものが相当あるが、それが形になっていないのは、その部分に問題があるとことの一つの根拠として、これまでの議論を踏まえる意味でも、過去の経緯が入っているのは、とてもよいと思いました。

柴田委員長：場合によっては、第1章の3節のこの部分を皆さんで共有してから、それぞれ書き始めるという方がいいような気がしますね。

前川委員：そうですね。

柴田委員長：他はいかがでしょうか。

前川委員：第4章で、こども文化センターの活用についてどこまで触れるのかという話ですけれども、私としてはもちろん触れた方がいいのかなと思っている一方で、過去の青少年問題協議会の中で、「もっとこども文化センターの中に入って、問題をあぶり出した方がいいんじゃないか」という話もたしか出ていました。どこかのこども文化センターに密着して、そこの活動の起こりからそういうところまで全部注視していくとか、そのときの専門委員会の中でもそのような話が出ていた記憶があるので、今回そういうことができるかどうかは別として、こういう形で今回の意見具申書の中に載ることはいいと思うんですけれども、どこまで今回の素材で踏み込めるのかなというのが非常に難しいのかなとは少し思っているところです。

柴田委員長：こども文化センターについて、今回の意見具申書にも含めていくという方向で取り扱うことでよろしいですか。どういう風に取り上げるか、ですね。

事務局：皆さんにはこども文化センターの指定管理の仕様書を御確認いただいたと思うのですが、この委員会の場で、前川委員には、過去にこども文化センターで働いていらっやったという経験から、色々と御指摘をいただいたりしたというのがありますし、皆さんに実際にこども文化センターの現場も見えてはいただいておりますが、運営の細部に至って現場のスタッフに話を聞いたりとかということまではしていません。そういうところでは、確かにどこまで突っ込んだ話ができるかは

難しいというのはあるのかもしれないとは思っています。ただ一方で、あくまで外部の目から見たときに、忖度をせずに「ここはこうあるべき」と語るのも、一つの附属機関の機能ではあるとは思っています。

芳川委員： こども文化センターについては過去に何度も提言してきましたのですが、なかなか実現に至っていないというのが実情です。市が何かを準備するときには相応の時間が必要ですし、色々な準備が必要ですので、当然のことだとは思っています。

ただ、前回の意見具申の場で市長と話したときに、何となくそのニュアンスが話題として出たりとかして、こども文化センターについても、ようやく見直す時期になってきたのかなみたいな、今まで石を投げ続けて、波とはいえないまでも、波紋にはなっているのかな、という印象があります。

こども文化センターを所管している青少年支援室でそういう提言に対する準備ができているのであれば、青少年問題協議会がここで石を投げておけば、次期にできることも出てくるのかなと、勝手に推測しているんですけども、そこはどうでしょうか。

事務局： そういう意味では、次期の指定管理者の募集時期は令和5年度で、令和4年度から次期の仕様書の練り込みが必要になってくるので、タイミング的には非常にいいタイミングだと思います。

芳川委員： なるほど。指定管理者の募集の準備段階で、こども文化センターに何をしてほしいとか、そうした提言を入れていけば、こども文化センターが変わるチャンスにつながるということですね。

事務局： 今回、子ども夢パークに行ったときに、たまりばの西野理事長からもこども文化センターに対して色々お話がありましたし、多摩ソーシャルデザインセンターに行ったときも、こども文化センターについて若干触れられていました。内部からなかなか見えないような点について、外部の方にどう映っているのかということ、我々は折に触れて確認していきなさいいけないと考えています。

米田委員： これまでの会議でもお話ししましたが、これだけのこども文化センターの数が、地域性がある、地域資源も、建物の形状も違っているとすると、全く同じにはいかないと思います。しかし、子どもたちと向かい合うための余裕が不足していることは共通ではないでしょうか。生まれた余裕で、そこに来ている子どもたちの様子をしっかりと見て、地域状況と資源、施設特性も意識して、その地域の子どものために必要な居場所、関係性をつくる。現場視察の機会をいただいて感じたのは、全部紋切り型に同じ取組を求めると、齟齬が生まれるということでした。

柴田委員長： ありがとうございます。こども文化センターについて、他にいかがでしょう。

前川委員：今まさに米田さんがおっしゃったように、本当に地域によって全然違います。私が働いていた自宅近くのこども文化センターがお祭りをするときにはガスボンベを3個ぐらい借りて毎回出店をやるんですが、異動されてきた館長は、今までガスボンベを借りたことがない。ガスボンベを、しかも3つも借りて、色々な出店をやること自体あり得ないし、びっくりした、と。職員でもそれぐらいの地域差があるので、そういう地域性は非常に大事だなと思います。

その部分では、今回は「かわさき市民活動センター」が運営しているこども文化センターを見てきましたが、他の法人だと、同じこども文化センターとは思えないぐらい全く違う運営をしていますので、そういう中で、様々なニーズに合うように、米田さんがおっしゃっている“余裕”の部分で、いかに子どもと向き合えるのか、そして地域のコーディネーターになっていくのが大事ではないのかと。今、地域教育会議が地域のコーディネーターを養成していこうというような話がありますが、そのコーディネーター自体、例えばこども文化センターの一つの機能になってもいいぐらいなのかなとも思っています。

ここからちょっと提案ですけれども、もし本当にこども文化センターの方向にかじを切る、ある程度ここを触れるとするならば、むしろ子ども会議なんかよりかは、例えば市民活動センターの担当の方にお話を聞くとか、館長さんに1回お話を聞いてみるとかという方が、より結びついていくのかなという気もしていて、外から見るという視点ももちろんすごく大事だと思うんですけども、あまりに外からやり過ぎて、受け手が何も受け切れないというのも非常に問題なのかなとも思っています。

例えば、子ども会とこども文化センターが共催行事をするというのも協議会の提言の中で一つ実現したことですけれども、それが理解されないまま、かわさき市民活動センターの器の中で、どうしても子ども会がやりたいものとそこがミスマッチが起きている現状も、私も例として幾つか知っているもので、そうなってしまうと、結局、お金が無駄だったりとか、やっている提言自体が生かされないのは非常に問題なのかなと思うので、今、中にいる人たちも何が問題とされていて、外にいる我々もここが問題だと思っていて、では、そこをどう埋めていくのかという、何かより実現的なリアルな提言にできるといいのかなとも思いました。

柴田委員長：ありがとうございました。

芳川委員：多分、前川委員が来るちょうど前だったと思うんですけども、こども文化センターの指定管理者にインタビューしたことはあるんです。館長さんにもお話を聞いたりしながら、少なくとも2か所はしたと思うんです。もしまた行くのであれば、セレクトする必要はあるんじゃないかな。米田委員がおっしゃっていた地域性、地域によって色々違うと思うので、川崎市の中の各地域でこ文を比較していくとなると、今まで割と、子どもたちがいっぱい来ているところ

とか、指定管理者がすごくよくやっているところを視察しているので、今度は地域で選んでみるというのでもいいのかもしれないです。そうすると、これまでとまた違うものが出てくるのかなという気がします。それが子ども会議の視察よりも意味があれば、それは賛成だと思います。

柴田委員長：ありがとうございます。もう少し子ども文化センターに焦点を当てて、構成案を変えていった方がいいのでしょうか。米田委員、いかがでしょうか。

米田委員：もちろん、当事者の意見を聞かずに、コーディネート機能を私たちが提案するのは、現場に「やらされ感」が出てくると思います。だとすると、複数の館の管理者が相互に意見交換するところに、私たちも参加させていただくぐらいの感じがいいと思いました。

某自治体の青少年の活動拠点に地域連携事業があるのですが、地域連携以前に、拠点が地域を知ることが必要で、その上で、地域の人に職員が顔を知ってもらい、関心を持ってもらえたところで拠点の目的や活動を伝える。拠点側は、地域資源や課題が分かっているから、拠点の見せ方が分かる。そこで、お互いに連携の「のりしろ」ができる。しかし、その連携以前の段階に人件費がつかないと、やりたくても実施は難しい、と現場は言っています。

まず、なぜそれが必要なのかを現場も交えて議論し、「やりたいけれども今のままでは無理」という意思を確かめることは大切です。また、聞いたからには、覚悟を持って「予算確保は頑張ります」という姿勢で場をつくっていくことは必要です。

柴田委員長：ありがとうございます。確かに拠点となる場所がどこかということと、あと誰が中心になってコーディネーターをするのか、これも私たちの権限で子ども文化センターの職員にお願いしても、実現不可能なんじゃないかなと思います。その地域にどういう、コーディネートとなり得るサークルのような、NPOのようなそういう団体がいるのかということも踏まえた上で言わないと、予算がというところにもつながらないのかなと思っています。

米田委員：幸区のソーシャルデザインセンター視察にとってもこだわっているのは、これから各区に1つできるもので、まさに地域の資源を集めて、人のコーディネートをする機能を持つからです。地域によっては、必ずしも子ども文化センターでなくてもいいと思います。例えば、多摩のソーシャルデザインセンターが既に若者の参画機会づくりを果たしているように、資源をつなぐ機能と、青少年の存在を意識し受け止めている場が、各区の状況に応じてつくっていければいいと考えます。例えばソーシャルデザインセンターの構想過程のワークショップに、区民参加や参画の中に青少年の存在も視野に入れて「うちの区はこうありたい」という絵を描いていくのもいいかもしれません。

前川委員：ちょっと質問なんですけれども、こども文化センターの職員に対して、例えば、今回のソーシャルデザインのような「希望のシナリオ」の説明みたいなものは、職員研修の中、もしくは館長さんに対して説明はあったりするんですかね？

芳川委員：こども文化センターは指定管理であって、職員が市の職員じゃないところが、他のところとは分けて考えなければなりませんね。私、横浜市の指定管理の不登校児童向けの施設に関わったことがあって、企画書を見せてもらったことがあるんですが、それこそ本当に応募している団体が、どういう風にそれを経営していくのかとか、自ら全て計画しているわけです。その上で予算をもらってやっていますので、そういう意味では、指定管理ですので、市から依頼されて管理していくという感じですから、職員の研修も、実質的には管理者がやるという感じで、あまり市が携わっていないんです。指定管理者制度の範疇の中で、例えばこれから応募をするわけですから、発注の段階で川崎市として何を求めているのかとか、どういう風に運営してほしいのかとか、そういうことを伝えていかないといけないんですかね。

事務局：スタッフの資質向上は我々も必要だと思っていますので、年間20コマぐらいだと思いますが、研修のカリキュラムは組んでいます。ただ、そうした中には、例えば障害をお持ちのお子さんに対する接し方とか、そういったところが今のところメインになってしまっていて、川崎市政で、特にコミュニティに関するような内容については、残念ながら今のところは無かったと思います。やはりスタッフの資質というのは非常に大切で、少数職場でもあるがゆえに、その辺がちゃんとかみ合わないんですよね。当然、人事異動もありますので。そうすると、今まで築き上げてきたものが、先ほどの話じゃないんですけれども、その館長が替わったことによって、大きく左右されてしまうという現状はもちろんあります。

あとは、区役所との絡みが、今のところ、全市的に見て少し弱いかなというのがありまして、こんなことを言うのはちょっと恥ずかしいんですが、川崎市役所の中でも、こども文化センターについて正しく理解している職員がそれほど多くない。特に区役所なんかは、地域づくりという視点で考えると、区役所側でこども文化センターのことをよく知っておいてほしいんですけれども、今のところ、その辺は弱いかなと感じています。逆に、こども文化センターの方も、遊びに来る子たちを待っているだけではなく、どんどん地域に自ら出張って行って関係性をつくってくるということをしないと、ずっと今のままなのだろうなと思います。

今度の指定管理の仕様書の作成に当たっては、「地域に開かれていく」ということが一つのキーワードになると思いますので、その辺のやり方、本来であれば、かわさき市民活動センターというのは、中間支援組織として、その辺のノウハウを持っているはずなんですけれども、残念ながらセクションが違って、その辺の強みが生かしていないのではないかと、というのが私の印象です。

米田委員：提言内容へ少し踏み込む意見になりますが、先ほど話した某自治体の青少年抛

点の地域連携の第一歩は区との連携です。拠点と区の担当が全部集まって各現場を踏まえて議論をしてみると、区の職員が、拠点の取組を十分把握していなかった、拠点がどこにつながっているかは知らなかったとおっしゃったんです。会議を重ねると、区にも主体的な目線が生まれて、自分たちの事業の中でどう拠点とコラボするかを考えてくれる動きがでてきています。毎年、年度初めに、拠点と区で、どのように地域連携を深めるか、どこを重点的に取り組むかを議論した上で、区が後方支援として重点エリアの町会長や学校へつなぐなど、できそうなことを一緒に探すことが必要という話をしています。川崎市では、区のどこの課がこども文化センターの所管なのですか？

事務局：昔はこども施策に関する出先があったので、一時期は指定管理のことも各区役所でやっていたんです。ただ、組織が変わって、今また本庁側で吸い上げたという経過があります。

米田委員：どこも所管がない？

事務局：今のところ、ないですね。ただ、先ほど言った地域づくりという観点でいくと、各区の地域みまもり支援センターの中に地域ケア推進課というところがあって、まずはそこだろうとは思っています。

米田委員：例えばですが、区内に複数あるこども文化センターの中でも、地域連携のセンター館を1か所決めて、そこと地域ケア推進課が連携を取る。区内のこども文化センターは、センター館と情報共有や連携するといった階層をつくると、予算的にも現実味が出るのでは、という気がします。

前川委員：こども文化センターが中学校区に1館あることの意味合いでいうと、また指定管理者が小学校のわくわくプラザも所管していることを考えると、「心のふるさと川崎」の議論の最初の発端でもある、「生きていても、あまり楽しくない」みたいな子たちがまずわくわくプラザやこども文化センターで引っかかってほしいということだと思っんです。それが今一番できているのが、おそらくはふれあい館で、彼らはその専門性を最大限に生かし、しかも、地域性もある。その地域性の中で、地域にマッチした専門性を生かしているんだと思っんです。なので、そうした機能と、あとプラスして、例えばソーシャルデザインセンターのような、高校生や大学生世代がもっと次のステージに上がっていくときに、こども文化センターがそこにつなげられるような機能、こうした2つの「引き上げる機能」を有しているといいのかなと思っっていて、それを最終章で伝えられるといいのかなと思っっています。それを伝えたからには、次期以降、メンバーがどうなるか分からないですけども、より深く突っ込まないといけないうらだろうなという気もちょっと思っています。

柴田委員長：今までの目次を一瞥してみますと、学校教育部門との連携、学校との連携ということはなかなか見えてこないんですけども。例えば、以前視察した高津区のこども文化センターは、運営協議会の委員に地元の校長先生が含まれていましたし、ああいう学校との連携みたいことは、今回こちらでは、教育委員会の方の話にはあまり踏み込まない方がいいんですかね。

前川委員：多分、学校となると、各わくわくプラザが学校の施設内にありますので、わくわくプラザの担当者と、館長と、各学校の校長先生や教務主任、教頭先生クラスとが非常に密に話し合いをしているのかなと思います。私が以前に勤めていたわくわくプラザだと、1～2か月に1回ぐらい、わくわくプラザの正職員であるリーダーと、館長と、児童支援コーディネーターとかの先生が話し合いながら様々な問題を抱えている利用児童への特別支援の方向性を決めるということをやっていました。あと、わくわくプラザの部屋には狭いところもあるので、通常の部屋とは別に学校の一部施設を借りて事業を行っているところもあります。放課後等に使っていない教室があると、そこを使わせてもらったりとか、その辺は学校との関係性の中で割と上手くやっているのかなと思います。

柴田委員長：分かりました。最近、学校部門と子ども家庭支援部門の融合化というところが求められていて、私が関わっている八王子でも、先月、職員の組織の構造改革が行われたばかりで、教育委員会の中に子ども家庭支援部の放課後の部分に移ってきたんです。学童の部分ですとか子ども家庭支援センター、幼児教育の部分ですね。他にも、例えば、私が関わっている三鷹市でも、放課後の子ども、特に中学生の放課後の過ごし方という点では、学校の三部制という方針を立てて、一部は子どもの学校教育、教育課程に関わる部分で、二部は子どもの放課後に関わる部分で、三鷹市は小中一貫教育の体制がしっかり形づくられているところなので、中学校区に1つコミュニティセンターがあり、コミュニティセンターにつながる子ども支援の市民活動団体と中学校が一体となって、中学生の子どもの放課後の活動をしようということで、そこでは例えば部活動のような位置づけで起業家教育のようなことをやっているんです。

先ほど米田委員がおっしゃったように、地域性という点が大事だという中で、こども文化センターも各施設ごとに運営の仕方とか運営協議会の委員の顔ぶれが違うので、あと、どういう中間支援団体がある地域にあるかとか、そこでも大分変わってくるので、それらを提言書の中にどういう風に落とし込んでいけばいいのかということが、今、少し混乱しているところです。

とはいえ、今整理したように、最終章のところでもこども文化センターを取り上げるという方向性でいきたいと思いますので、それぞれの委員に色々とお考えがあるとは思いますが、それは全て最終章に盛り込みつつ、次期の課題も位置づけながら書いていけば整理できるのかなと思います。

米田委員：もう一ついいでしょうか。子どもと大人との関係づくりは大事ですが、つながっていく大人同士が横につながっていることも大事です。学校、こども文化センターやわくわくプラザ、ソーシャルデザインセンター、あるいは地域の子どもに関わるNPOや主任児童委員も含めて、できるだけ狭いエリアの中で子どもに関わる人たちの顔が少し見えていたり、コミュニケーションが取れる状態をいかにつくれるかということも大切なことだと思っています。つながりの核ができれば、新たに人が加わるので、こども文化センターには運営委員がいらっしゃるんですけども、その周辺へも声をかけて、関係者で年に1回でも集まって話す場づくりができないか、どこかで提案したいです。

前川委員：多分それが中学校区の「地域教育会議」で、今まさにそれが求められていて、ようやく、こども文化センターの館長やわくわくプラザのリーダーをより積極的に会議メンバーに含めましょうという話になってきています。

米田委員：そうなんですね。

前川委員：はい。私が勤めていたところはもう既に入っています。地域教育会議ですので、主任児童委員だったりとか、各学校の校長先生だったり参加していて、川崎はそこは強いのかなと思いますね。ただ、現場の感覚、先生とわくわくプラザのリーダーの、そこの人間関係の部分でしかまだつながれていないのかなとも思うので、そこをいかに制度化していくのか、前期のふれあい館の視察の中でも、より制度化、システムチックにするという話がありましたが、そういった部分も大事なのかなと思います。

私がわくわくプラザで働いていたときの経験なんですけど、小学校1年生の子が全員マスクをつけてきて、何でマスクをつけているのか全く分からないまま過ごしていたんですけど、30分ぐらい経ったら1年生の担任の先生が来て、今、流行性の風邪がうちの学年で非常に猛威をふるっているから、みんなにマスクを配ったと、絶対つけさせてくれと、そういう風に善意でちゃんと引き継いでいただける先生もいれば、学校の先生も忙しいので、そこまでは気が回らない方もいて、それは仕方ない部分だと思うんですけども、その違いはあたりするので、いかに現場の各担任の先生たちとわくわくプラザの現場スタッフがつながっていくのかということも含めて、「どうつながっていくのか」というのは今回の重要なキーワードになるのかなと思いました。

柴田委員長：ありがとうございます。

事務局：今、米田委員おっしゃっていただいたように、場のコーディネートみたいなのは大事かなと思っていて、そういう意味で言うと、仕様書の中にも、各所との情報連携とか共有とかというものは盛り込んであるものの、それこそ地域性とかが館によって違ったりしているので、あまり具体的には、例えば、地域教育会議に

この人とこの人を入れてくださいとか、そういう仕様にはなっていないんです。なので、館ごとにやり方が違っていて、一方のこども文化センターでは地域教育会議の中に先生と館長とが入って上手く連携を取っているけれども、もう一方のこども文化センターでは上手く連携がとれていないとか、あるいは、法人によっても、同じ区内でも、法人Aが運営しているこども文化センターと法人Bが運営しているこども文化センターがあって、地域教育会議に法人Bは参加しているんだけど法人Aが参加していないとか、そういうこともあります。なので、同じ地域でこども文化センターを運営しているんだったら、当然AもBも参加しましょうよ、みたいな話もできるのかなとは思っていて、大人同士のつながりとか情報共有とかというのを進めてもらえるような場づくりを意識してくださいねという提言をいただくのは、すごく有効なのかなとは思いました。

前川委員：おそらく地域の側は多分30年ぐらい顔ぶれが変わらないはずで、キーパーソンが中学校区に大体1人か2人ぐらい、どの場所に行っても必ずいるような地域の主みたいな人がいて、地域で新たに会議をつくらうとなると、毎回その人も入って、その方の役職と参加する会議がどんどん増えていくみたいなのはよくある話だと思います。こども文化センターとそういう人をいかにつないでいか、まさにいま事務局がおっしゃったコーディネート機能というのが求められるのだろうかというのには思いました。

米田委員：既に似たような会議体があるならば、機能を加えればいいだけで、それこそ、地域性ですよ。

前川委員：そうですね。そう思います。

柴田委員長：ありがとうございます。それでは、意見具申書の構成については、事務局に御提示いただいた原案に則り進めていくということにしたいと思います。

(3) 協議題の副題について

柴田委員長：それでは、議事の3番目「協議題の副題について」ですが、これまでの議論を基に意見具申書の協議題「青少年の心のふるさと川崎を目指して」の副題を決定したいと思いますので、皆様、御意見をお願いいたします。

前川委員：前回、館委員から案の提示がありましたよね。

事務局：議論の経過に関する資料に第3回起草専門委員会で副題について議論いただいた内容が載っていて、「子どもの権利に根差した居場所づくり」だとか、子どもの権利条例を意識した副題がいいんじゃないかとか、あとは、「心のふるさと」というのが大人の押しつけにならないようなとか、そうしたニュアンスも含め

て説明できるような副題がいいんじゃないかというお話がありましたね。

前川委員：いただいた議事録だと、館さんは前回、「子どもの権利に根差した地域づくり」
「子どもの権利に根差した居場所づくり」というのを御提案されていました。

柴田委員長：その案については、いかがでしょうか。

米田委員：「居場所づくり」よりは「地域づくり」の方がいいと思います。地域コミュニティも意識しながら議論をしてきているので、館委員の2案から選ぶなら「子どもの権利に根差した地域づくり」の方がよいです。

前川委員：私も「子どもの権利に根差した地域づくり」というのは割とじっくりきたなど、考えれば考えるほどそう思っています。子どもの権利条約で言うと、「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」といった大きな4つの柱があって、それをさらに当時の川崎の子どもたちが7つに分類をして、この7つも非常に味わい深い7つかなとも思うので。最初に話した「心のふるさと」を感じてもらい、いわゆる生きていくだけでいいみたいな部分もあれば、さらに引き上げていく、それこそ「参加する権利」みたいな形でより引き上げて、市政参加とか社会参加とかを促していくみたいな部分も含まれているのかなと思っています。この両輪がないとダメなのかなと僕は思っていて、子どもの権利というと、どうしても貧困だったりとか、困っている人に対して権利がありますよという形で、私なんかはそこに違和感を持ちながら活動してきた部分もあるので。そうでなくて、権利は子ども全員にあるものなので、もし困っていないとすれば、もっと参加をしていけるはず、そういう存在でもあることを位置づけるためにも、この副題はいいのかなという気はしています。

柴田委員長：芳川先生、いかがですか。

芳川委員：いいと思います。青少年の現状について記述する部分で子どもの権利についても触れますし、書き方によっては、第1章の最初の方に載っていてもいいのかなみたいな、そういう感じもしているぐらいです。

柴田委員長：ありがとうございます。では、子どもの権利という言葉在前面に出していこうということで皆さんの意見がそろいましたので、「子どもの権利に根差した地域づくり」という副題で決定したいと思います。

それでは、皆様の御協力のおかげで本日の議事は終了しましたので、進行を事務局にお戻しいたします。

3. 閉会

事務局：柴田委員長、ありがとうございました。また、皆様におかれましても、本当にお忙しい中、会議に御参加いただき、また、本日も熱心な御議論をいただきまして感謝いたします。それでは、これをもちまして本日の会議は終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。